

答弁書第三号

内閣参質第三号

昭和三十二年一月二十九日

内閣總理大臣 石橋湛山

参議院議長 松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出北洋鮭鱈漁業に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出北洋鮭鰈漁業に關する質問に対する答弁書

一、日ソ漁業交渉の過程において、委員会で総漁獲量を決定するに当り、両国の話し合いがつかない場合は、ソ連領域内の漁獲量との見合いを前提とし、凶漁年八万トン・豊漁年一〇万トンを基準として決定するという趣意の話し合いが出た経緯もあるが、今後開かれる委員会における交渉に当つてはこれらの経緯をも参照しつつ我方の主張すべき点は主張して出来る限り有利な妥結点を見出して行きたい。

二、条約の本旨に従い、資源の最大の持続的生産性を維持し、北洋漁業の安定した經營が得られるよう、適正な漁獲量を確保することに努める所存であるが、具体的なトン数については、明かにするまでに至つていなし。

三、北洋の出漁規模を策定するに當つては、漁業者の經營採算のほか、各般の事情を勘案しなければならないが、政府としては、これに關し業界の実情を充分考慮して措置したいと考えている。

四、五、

委員会において極力適正な漁獲量の確保を図ることに努める所存であるが、その後のことについて  
は、実情に応じ、妥当な処置を講じて遺憾なきを期したい。

六、

一、については科学的根拠に基いて検討することにしておる。

二、についても、今後操業の実際に即し、科学的根拠に基いて検討するよう致したい。